

所得税・個人住民税の定額減税

賃金上昇が物価高騰に追い付いていない現状の緩和を目的に、一時的な措置として、令和6年分所得税と令和6年度分個人住民税の減税を実施します。

対象者

令和5年中の合計所得金額が1,805万円以下、かつ令和6年度住民税所得割が発生しているかた
※均等割非課税、均等割のみ課税のかたは、対象外です。

減税額

納税者本人と配偶者を含めた扶養親族(非居住者を除く)1人につき、令和6年度分の**個人住民税1万円**、令和6年分の**所得税3万円**を減税

【個人住民税】各徴収における減税のスケジュール

給与特別徴収	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年1月	2月	3月	4月	5月
		減税	減税					減税	減税	減税	減税	減税
普通徴収	第1期(7月1日納期)			第2期(9月2日納期)			第3期(10月31日納期)			第4期(1月31日納期)		
	減税			第1期分で減税しきれない場合は、第2期から順次減税								
年金特別徴収	4月		6月		8月		10月		12月		令和7年2月	
							減税		10月分で減税しきれない場合は、12月から順次減税			

※徴収方法が複数に分かれる場合、上記の通りにならないことがあります。



個人住民税の定額減税は ココをチェック

税額決定通知書・納税通知書に、個人住民税で減税された額と減税しきれなかった額が記載されます。

※納税通知書の送付予定日は17ページをご確認ください。

税額決定通知書(給与特別徴収)

(特別徴収分) 減税控除済額〇〇,〇〇〇円
控除外額〇〇,〇〇〇円

※所得税の定額減税は、6月以降の給与や年金の支払いを受ける際に実施されます。

※所得税の減税の詳細は内閣官房ホームページをご確認ください。

納税通知書(普通徴収)

① 所得割(減税前)		円	円	所得割から控除しきれなくなった配当割額控除額・株式等譲渡所得割譲渡所得	円
② ★定額減税額		円	円		
③ 所得割(減税後)		円	円		円
④ 均等割		円	円	⑥ 個人住民税減税控除外額	円
⑤ 合計		円	円		円

- ① 定額減税前の所得割の金額
- ② 定額減税された金額(個人住民税減税控除済額)
- ③ 定額減税後の所得割の金額
- ④ 均等割の金額(定額減税は適用されません)
- ⑤ 定額減税後の合計税額
- ⑥ 定額減税しきれなかった金額

内閣官房ホームページ▶

(新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置)



問い合わせ・・・市民税課 ☎048-259-7634、7635、7636 FAX048-258-1684

税務署主催 給与支払者向け説明会を開催!

制度の概要・事務手続きに関して動画を中心に説明します。また、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」では、説明会で上映する動画が配信されますので、パソコンやスマートフォンでもご覧いただけます。

◆川口税務署会場(青木2-2-17)

[日 時] 5月9日(木) 10:00~11:00
14:00~15:00
5月14日(火) 10:00~11:00
14:00~15:00

[定 員] 各50人

[申込方法] LINEによる事前予約制
(詳細は特設サイトをご確認ください)

[問い合わせ] 川口税務署 法人課税第2部門
☎048-252-5141(内線323)

◆西川口税務署(西川口4-6-18)

[日 時] 5月8日(水) 10:00~11:00
14:00~15:00
5月20日(月) 10:00~11:00
14:00~15:00

[定 員] 各40人

[申込方法] LINEによる事前予約制
(詳細は特設サイトをご確認ください)

[問い合わせ] 西川口税務署 法人課税第2部門
☎048-253-4540



▲国税庁ホームページ
(定額減税特設サイト)

会場の駐車場には限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

定額減税しきれないと見込まれるかたには 給付金(調整給付)を給付します

定額減税の対象者のうち、令和6年分所得税*や令和6年度住民税所得割の額が定額減税可能な額を下回る(減税しきれない)かたには、給付金(調整給付)を給付します。給付対象者には8月以降に案内をお送りしますが、案内の送付前に、ご自身が給付対象者であるかなどの個別のお問い合わせにはお答えできません。なお、給付金の申請方法などは広報かわぐち8月号に掲載予定です。また、給付対象者が5月31日までにマイナンバーカードで公金受取口座の登録を済ませている場合には、申請手続不要で給付できるよう準備を進めています。

*令和5年分所得税を推計額とします。

調整給付額の算出方法

所得税	住民税所得割
定額減税可能額 (30,000円×減税対象人数*1)	定額減税可能額 (10,000円×減税対象人数*1)
所得税額(推計) ①	住民税額 ②

*1 減税対象人数とは、納税者本人と配偶者を含めた扶養親族の合計

減税しきれない額(①・②)が発生した場合に
給付金が給付されます

① + ② = 給付金額 ①と②を合計後に
1万円単位で切り上げ

①・②の両方が0円の場合は給付されません。

給付額の例 年金特別徴収(70代夫婦の世帯)の場合
【納税者本人と扶養親族1人】

所得税	住民税所得割
定額減税可能額 (30,000円×2人=60,000円)	定額減税可能額 (10,000円×2人=20,000円)
所得税額 減税しきれない額 ① (4,800円)	住民税額 減税しきれない額 ② (12,000円)

60,000円-4,800円=55,200円...① 20,000円-12,000円=8,000円...②

① + ② = 63,200円
1万円単位で切り上げた
70,000円が調整給付として給付

世帯の構成や
税額によって
給付金額は異なります。



▲調整給付

問い合わせ...臨時特別給付金コールセンター ☎0120-035-091

歯と口の健康フェスティバル

入場
無料

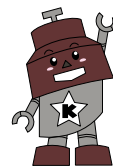
6月2日(日) 10:00~12:00
(最終入場時間 11:40)

場所 西公民館(講座室、体育ホールなど)

内容

- 歯と口の健康、栄養などに関する相談
- 歯科医師の講話
- 歯科衛生士の講話・クイズ
- 子どもと大人のブラッシング相談
- 指型石こう模型づくり(先着150人)
- 歯・口の健康に関する図画・ポスター/標語コンクールの展示・表彰
- 劇団ちよっぶのアトラクション など

お子さんの成長の
記念にどうぞ



6月4日~10日の「歯と口の健康週間」のPRを兼ねて、
歯と口の健康に関する楽しいイベントを開催します。
皆様のご来場をお待ちしています。

*最新の情報は、市または川口歯科医師会ホームページを
ご確認ください。

令和5年度 標語コンクール 市長賞

「ぼくの歯の 歯医者さんは ぼくなんだ」

芝富士小学校4年 小畑 克さんの作品

令和5年度 図画・ポスターコンクール 市長賞



芝樋ノ爪小学校2年
神前 梨沙さんの作品

8020よい歯のコンクール

会場で歯科健診の受診状況などを確認し、よい歯を認定します。

☑ 令和6年4月1日時点で80歳以上の市民のかたで、5月21日(火)までに川口市
成人歯科健康診査または後期高齢者医療健康長寿歯科健診を受診し、歯が
20本以上あると認められたかた ※過去に認定を受けたかたを除く
☎(一社)川口歯科医師会 ☎048-487-8065

問い合わせ...健康増進課 ☎048-256-1135 FAX048-256-2023